

福祉サービス第三者評価結果(児童)

第三者評価機関名

株式会社 山梨県環境科学検査センター

評価決定日 平成 24 年 3 月 21 日

事業者情報

名称: 甲府市中央保育所	種別: 保育所
代表者氏名: 中込 節子	定員(利用人数): 100(124) 名
〒 400 - 0032	TEL 055 - 233 - 2896
所在地: 甲府市中央三丁目10番7号	

特徴

福祉サービスの基本方針と組織	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「甲府市次世代育成支援行動計画」を頂点とした理念のもとに、『一人ひとりの思いを大切に受けとめ、伸びゆく子どもの芽をあたたくはぐくむ保育』を保育目標に掲げて、“元気な子ども”、“仲のよい子ども”、“自分のことは自分でできる子ども”、“人の話を聞くことのできる子ども”、“考える子ども”の形成を目指した保育の実践に務めています。 2. 理念および保育目標の考えを大切にしながら、保育の基本計画と位置づけた「保育課程」を所長の主導で作成し、それをベースに各クラス担当者が年齢に合わせた「年間・月・週の指導計画」を作成しています。各々の計画は、職員会議の場で保育士等による検討を経て実践へと展開しています。付随する各種保育計画も同様な仕組みで作成され、実施されています。 3. 個人毎の「役割分担表」が作成されており、一人ひとりの役割と責任を明確にしています。所長は、保育士等がチームワークを大切にしながら自らの責任を果たすことにより、無限な子どもの力を引き出すことができるように、会議での助言とともに保育現場に積極的に足を運び必要な指導・助言を行っています。また、所長が保育日誌に全て目を通すことにより、保育状況の把握を行い、保育の質の向上に必要な助言を行っています。
組織の運営管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者の声、職員の意見および耐震性等から老朽化した園舎への対応が喫緊の課題であることを把握し、保育所の移転整備を具体化しています。 2. 保育士等の資質向上のために、必要な研修への参加、伝達研修等の職場内研修が行われています。また、個人別に保育目標を設定し、月毎の自己評価および所長の評価を通して、自己研鑽に役立てています。今後は、個々の保育士等の資質・専門性の弱点を補うことを意図した研修計画の立案に期待します。 3. 保育時の事故、自然災害、火災、感染症等の各事象を想定した対応マニュアルの整備および災害時の役割分担が明確にされており、これらに基づく避難・防災訓練を定期的に行っています。また、マニュアルに事故のリスクとその対応がまとめられており、保育士等が子どもの安全確保の指針として活用しています。 4. 保護者の仕事と子育ての両立支援を意図した、特別保育事業の延長保育、一時預かりおよび子育て相談に積極的に取り組んでおり、多くの保護者に喜んでいただいています。
適切な福祉サービスの実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者の意向収集や相談は、子どもの送迎時、「おたより帳」、「通園ノート」、保育参加、電話で行っており、電話での相談は、ゆっくり話が聞けるように専用の電話番号が用意されています。送迎時にゆっくりお話しできない現状を勘案した対応が今後の課題と考えられます。 2. 年齢に合わせた「指導計画」にクラス毎の“保育目標”、“保育のねらい”、が定められており、それらの実現のための具体的な保育内容を明確にして保育士等による保育のバラツキをなくす配慮が取られています。また、“保護者への支援”も大切な保育の目標と位置づけられています。「指導計画」に基づく取り組み状況は、週、月、年単位での振り返りと見直しにより、保育の継続的な改善を図っています。 3. 指導計画に沿って実施した保育の状況が日、週、月単位で数種類の記録シートを使い分け、保育士等が連携をした中で記録に残っています。また、個々の子どもの状況は、個々の「成長記録」に記録し、成長の状況がわかるように工夫されています。

付 加 基 準	1 子どもの発達援助	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本計画である「保育課程」の下に、クラス別「年間指導計画」を作成し、これを月および週単位の「指導計画」に分解、立案し、子どもの発達状況を考慮した保育を実践しています。これらの「指導計画」は、計画と記録および評価が一体的に行える様式になっており、毎週、毎月保育士等で計画の反省点や見直し点を話し合い、次の計画に活かしています。 2. 子どもの健康管理が、日々の家庭での状況および保育所での状況の適切な把握と定期的な発育チェックに基づいて実施されています。特に乳児の突然死には注意をはらっており、30分毎に呼気チェックを行っています。子どもの日々の状況や感染症に関する保護者との情報交換にも力を入れており、家庭での注意喚起も図っています。 3. 子どもの食事支援は、保育の一環である食育として位置づけ、食事に関心を持ち、食事を楽しむ子どもに成長するよう、年齢別の食育目標を明確にし、季節にあわせた行事食、季節の野菜の活用、野菜作りや芋掘り・焼き芋、子どもの配膳や後片づけ参加等いろいろな趣向が取り入れられています。また、野菜作りやお友だちとの食事を通して、無理強いすることなく苦手な食材の克服にも取り組んでいます。 4. 玄関に当日の給食・おやつサンプルを展示する、保育室の装飾に食材を活用する、年長児には食事時に本日の食材の栄養素を確認させる等、子どもの食べ物への関心を高めています。また、給食時間に調理師が各保育室をまわり子どもの食べる様子を見たり、子どもと会話をしながら喫食状況を確認し、調理方法の評価と献立へのフィードバックを実施しています。 5. 老朽化した園舎・付属設備ではあるが、自分たちの工夫で子どもたちにより良い保育環境を提供しようと、保育室、園庭、付属設備等の日々の清掃の他に週一回の「清掃の日」を設定しての一斉清掃、日々の安全点検、専門家による安全点検、定期的な消毒も実施されています。 6. 保育に地域の専門力を活用した、英会話、動物教室、節分等が取り入れられており、子どもにいろいろな体験を通して成長する機会を持っています。また、福祉施設への慰問も行っており、いろいろな人との交流を図りながら、社会マナーや人を思いやる優しさを学ぶ機会としています。 7. 障がいのある子どもの保育にも積極的で、普通クラスでの統合保育により子どもたちが自然に関わりながら共に成長できる取り組みが実践されています。所長が今年度のメイン研修テーマとして「気になる子の支援」を掲げ、保育士の資質向上にも力を入れていきます。
	2 子育て支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 働く保護者の支援のために、延長保育を実施して、多くの利用をいただいています。また、保育所ニーズの増大に伴う待機児童への対応として、定員を超える園児の受け入れとともに、専用保育室および専任保育士を確保した一時預かりの実施も行われています。 2. 日常的な情報交換は、送迎時の対話および「おたより帳」、「通園ノート」を活用して行われています。込み入った相談などには、専用電話も開設されています。また、給食試食会、クリスマス会等の各種保育参加の機会を活用して、子どもの成長と育児を一緒に考える機会も持っています。行事参加者に行事に関するご意見をいただき、次の計画に反映する取り組みも行われています。これらの機会を多くするために、各種行事を土曜日に計画する等、保護者が参加しやすくする配慮も取られています。 3. 「園だより」、「クラスだより」、「きゅうしょくだより」、「ほけんだより」で、子どもの保育所での様子、保育情報、食育情報、発育情報、感染症情報等の子育てに役立つ情報を発信し、保護者の家庭での子育てを支援しています。
	3 安全・事故防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生管理の基本をマニュアル化しており、日々の取り組み事項を「衛生自主管理点検表」で明確にし、それに基づいて取り組み状況を自主チェックし、記録しています。水回りの定期的な清掃・消毒、ねずみ、ゴキブリ、はえ等の駆除も定期的に行っています。また、保育士等の検便も毎月実施されています。各種実施結果は、所長が内容を確認し、承認しています。保育士等への衛生管理に関する周知は、職員会議、担当者会議等で行われています。 2. 各種事故、災害に備えた対応マニュアルが整備されており、内容について保育士等に周知されています。専門家を招いての消火訓練、救命講習および毎月実施する避難訓練により突発事故から子どもを敏速に守るために必要な対応が子どもを含めて身につくようにしています。緊急連絡先が手順とともに掲示されており、速やかな通報を可能にしています。

総評

特に評価の高い点

1. 甲府市中心部に昭和45年に開所し、40年以上の歴史を持つ甲府市立の保育所で、所長以下の保育士等が保育に関わる専門職としての誇りと責任を持ち、お互いに連携して、一人ひとりの子どもの思いに寄り添って“伸びゆく子どもの芽をはぐくむ保育”に取り組んでいます。
2. 働く保護者のニーズに応えるために、19時30分までの延長保育を実施しています。また、障がい児保育、一時預かり、子育て相談も積極的に実施し、子育ての多様なニーズに対応しています。
3. 所長、主任保育士は、保育士等がチームワークを大切にしながら自らの責任が果たせるように、会議での助言とともに保育現場に積極的に足を運び必要な指導・助言を行っています。また、保育日誌に全て目を通すことにより、保育状況の把握を行い、保育の質の向上に必要なアドバイスを行っています。
4. 常勤看護師との連携により、体調がすぐれない子どもへの対応もきめ細かく実施されています。また、離乳食の開始時期・食材およびアレルギー等の特異体質・除去食が対象者と関連づけた一覧にまとめられており、保育士等の対応の確実性を図っています。
5. 給食に用いる食材は、日々の受入にあたり安全性の確認を実施しており、食材の産地を日々玄関に掲示することにより、保護者に食の安全・安心を提供しています。

改善を求められる点

1. 保護者の要望や意見の把握は、送迎時のコミュニケーション、苦情の受付、保護者会、行事等の機会を用いて行っていますが、多くの保護者の意見や要望または子育て相談に対応するために、保護者との個別面談や定期的な意向調査、匿名での意見受付等を実施する体制の構築が望まれます。
2. 園舎の老朽化に大きな不満を抱いている保護者の最大関心事である移転整備について、保護者への周知不足が感じられます。現状の厳しい設備環境の中で、保育士等が工夫して子どもたちにふさわしい生活の場とする努力を評価する反面、我が子により良い環境で成長して欲しいと願う親心と現実に発生した大震災の生々しい災禍と照らしあわせた我が子の安全への不安に配慮し、不満を取り除くための情報提供の機会を増やすことが望まれます。

キーワード(3～5個)

1. 街中保育所
2. 仕事と子育て両立支援
3. 寄り添う保育
4. 笑顔で成長
5. 主役は子ども

利用者アンケートからの「概評」

1. 約97%の保護者が、自分の子どもが保育所で日々の生活を楽しく過ごしていると考えておられます。これは、提供している遊びや友だちとの人間関係の醸成への高い満足度、保育士等の姿勢・言動やチームワークに対する高い満足度にも裏付けされており、保育者等が一人ひとりの子どもの思いを大切に受けとめ、伸びゆく子どもの芽をはぐくむ保育の実践に取り組んでいることに満足されていることがうかがえます。
2. 給食やおやつについては、メニューが事前に配布され、日々それらのサンプル展示と使用食材の産地を掲示していることより、子どもたちの喜ぶ姿とともに目に見える安心感から96%の保護者が現状に満足しておられます。また、工夫を凝らした手作りおやつも好評です。
3. 園舎の老朽化が進んでいる上に耐震構造になっていない、園庭が狭い、トイレ・手洗いが旧式である、駐車場がない等の理由により、施設・設備に対しては、約70%の保護者が不満を表明しておられます。現状は、保育士等が古い施設・設備環境を工夫して子どもたちのふさわしい生活の場とする取り組みや送迎時の交通整理等の努力を十分評価しているものの、より良い環境で過ごして欲しいと願う親心と現実に発生した大震災の生々しい災禍を考え、我が子の安全に大きな不安を持たれた結果と考えられます。

第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度、外部第三者評価を受けるにあたり、日々の保育がどのように評価されるのか心配ではありましたが、評価判断基準を考察していくことにより、保育をふり返り、見直しことができました。また、課題が明確になりました。この結果を真摯に受け止め、職員の質の向上はもとより、さらなる中央保育所の保育サービスの向上に努めたいと思います。

評価細目の第三者評価結果

山梨県福祉サービス第三者評価事業 共通基本項目							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1)理念、基本方針が確立されている	理念が明文化されている	1	a	b	c
			理念に基づく基本方針が明文化されている	2	a	b	c
		(2)理念や基本方針が周知されている	理念や基本方針が職員に周知されている	3	a	b	c
			理念や基本方針が利用者等に周知されている	4	a	b	c
	2 計画の策定	(1)中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	中・長期計画が策定されている	5	a		c
			中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	6	a		c
		(2)計画が適切に策定されている	計画の策定が組織的に行われている	7	a	b	c
			計画が職員や利用者等に周知されている	8	a	b	c
	3 管理者の責任とリーダーシップ	(1)管理者の責任が明確にされている	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	9	a	b	c
			遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている	10	a	b	c
		(2)管理者のリーダーシップが発揮されている	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している	11	a	b	c
			経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している	12	a	b	c
組織の運営管理	1 経営状況の把握	(1)経営環境の変化等に適切に対応している	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	13	a	b	c
			経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている	14	a	b	c
			外部監査が実施されている	15	a	b	c
	2 人材の確保・養成	(1)人事管理の体制が整備されている	必要な人材に関する具体的なプランが確立している	16	a	b	c
			人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	17	a	b	c
		(2)職員の就業状況に配慮がなされている	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	18	a	b	c
			福利厚生事業に積極的に取り組んでいる	19	a	b	c
		(3)職員の質の向上に向けた体制が確立されている	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	20	a	b	c
			個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている	21	a	b	c
			定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	22	a	b	c
		(4)実習生の受け入れが適切に行われている	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している	23	a	b	c
			実習生の育成について積極的な取り組みを行っている	24	a	b	c
		3 安全管理	(1)利用者の安全を確保するための取り組みが行われている	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている	25	a	b
	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している			26	a	b	c

評価細目の第三者評価結果

山梨県福祉サービス第三者評価事業 共通基本項目								
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果			
組織の運営管理	4	(1)地域との関係が適切に確保されている	利用者地域とのかかわりを大切にしている	27	a	b	c	
			事業所が有する機能を地域に還元している	28	a	b	c	
			ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	29	a	b	c	
			(2)関係機関との連携が確保されている	必要な社会資源を明確にしている	30	a	b	c
				関係機関等との連携が適切に行われている	31	a	b	c
			(3)地域の福祉向上のための取り組みを行っている	地域の福祉ニーズを把握している	32	a	b	c
				地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	33	a	b	c
適切な福祉サービスの実施	1	(1)利用者を尊重する姿勢が明示されている	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている	34	a	b	c	
			利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	35	a	b	c	
		(2)利用者満足の上昇に努めている	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している	36	a	b	c	
			利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている	37	a	b	c	
		(3)利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	38	a	b	c	
			苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	39	a	b	c	
	利用者からの意見等に対して迅速に対応している		40	a	b	c		
	2	(1)質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	41	a	b	c	
			評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている	42	a	b	c	
			課題に対する改善策・改善計画を立て実施している	43	a	b	c	
		(2)個々のサービスの標準的な実施方法が確立している	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	44	a	b	c	
			標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	45	a	b	c	
(3)サービス実施の記録が適切に行われている		利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	46	a	b	c		
	利用者に関する記録の管理体制が確立している	47	a	b	c			
	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	48	a	b	c			
3	(1)サービスの開始が適切に行われている	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	49	a	b	c		
		サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	50	a	b	c		
	(2)サービスの継続性に配慮した対応が行われている	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	51	a	b	c		
4	(1)利用者のアセスメントが行われている	定められた手順に従ってアセスメントを行っている	52	a	b	c		
		利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している	53	a	b	c		
	(2)利用者に対するサービス実施計画が策定されている	サービス実施計画を適切に策定している	54	a	b	c		
		定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている	55	a	b	c		

各評価項目の評価結果は、次の通り解釈願います。

a:達成されている。

b:取り組みがされているが、不十分である。

c:取り組みがされていない。

評価細目の第三者評価結果

保育所版付加基準									
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果				
A	保育所版付加基準	(1)発達援助の基本	保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている	1	(a)	b	c		
			指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している	2	(a)	b	c		
		(2)健康管理・食事	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	3	(a)	b	c		
			健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	4	(a)	b	c		
			歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	5	(a)	b	c		
			感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	6	(a)	b	c		
			食事を楽しむことができる工夫をしている	7	(a)	b	c		
			子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	8	(a)	b	c		
			子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	9	(a)	b	c		
			アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	10	(a)		c		
		(3)保育環境	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	11	(a)	b	c		
			生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている	12	(a)	b	c		
		(4)保育内容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	13	(a)	b	c		
			基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	14	(a)	b	c		
			子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	15	(a)	b	c		
			身近な自然や社会とかがかわれるような取り組みがなされている	16	(a)	b	c		
			さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	17	(a)	b	c		
			遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	18	(a)	b	c		
			子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している	19	(a)	b	c		
			性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	20	(a)	b	c		
			乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	21	(a)	b	c		
			長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	22	(a)	b	c		
		2	子育て支援	(1)入所児童の保護者の育児支援	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている	24	a	(b)	c
					家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	25	(a)		c
					子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	26	(a)	b	c
					虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている	27	(a)	b	c
					虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	28	(a)		c
				(2)一時保育	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	29	(a)	b	c

評価細目の第三者評価結果

保育所版付加基準							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
A	3	(1)安全・事故防止	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	30	a	b	c
			食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	31	a	b	c
			事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組みを行っている	32	a	b	c
			事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	33	a	b	c
			不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	34	a	b	c

各評価項目の評価結果は、次の通り解釈願います。

a: 達成されている。

b: 取組みがされているが、不十分である。

c: 取組みがされていない。